

令和元年12月25日

三次市総務企画部総務課

職員の懲戒処分について

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。

なお、令和元年12月三次市議会で議決を受けた消防車両事故に伴う損害賠償追認事案については、関係職員に対して厳正な措置を行いました。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務企画部 総務課 職員係（担当／東山, 加藤）

電話番号:0824-62-6102 FAX番号:0824-62-6137

E-mail:soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、平成29年度及び平成30年度の公共下水道事業受益者負担金に係る各届出書を放置し処理を怠っていたもの。また、管理監督者に報告せず適切な書類管理をしていなかったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限，懲戒審査委員会」において審査を行い，市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和元年12月25日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名等

総務企画部秘書広報課 主査 (41歳・男性)

(2) 処分の内容

戒告

(3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当

同法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し，懲戒処分を定めた同法第29条第1項第1号（この法律に違反した場合）及び第2号（職務上の義務に違反し，又は職務を怠った場合）に該当した。

4 その他

対象職員の上司については，管理監督責任があるとして市長から厳重注意を行った。